

箕輪町水道事業 経営戦略(改定版)

団 体 名 : 長野県 箕輪町

事 業 名 : 水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

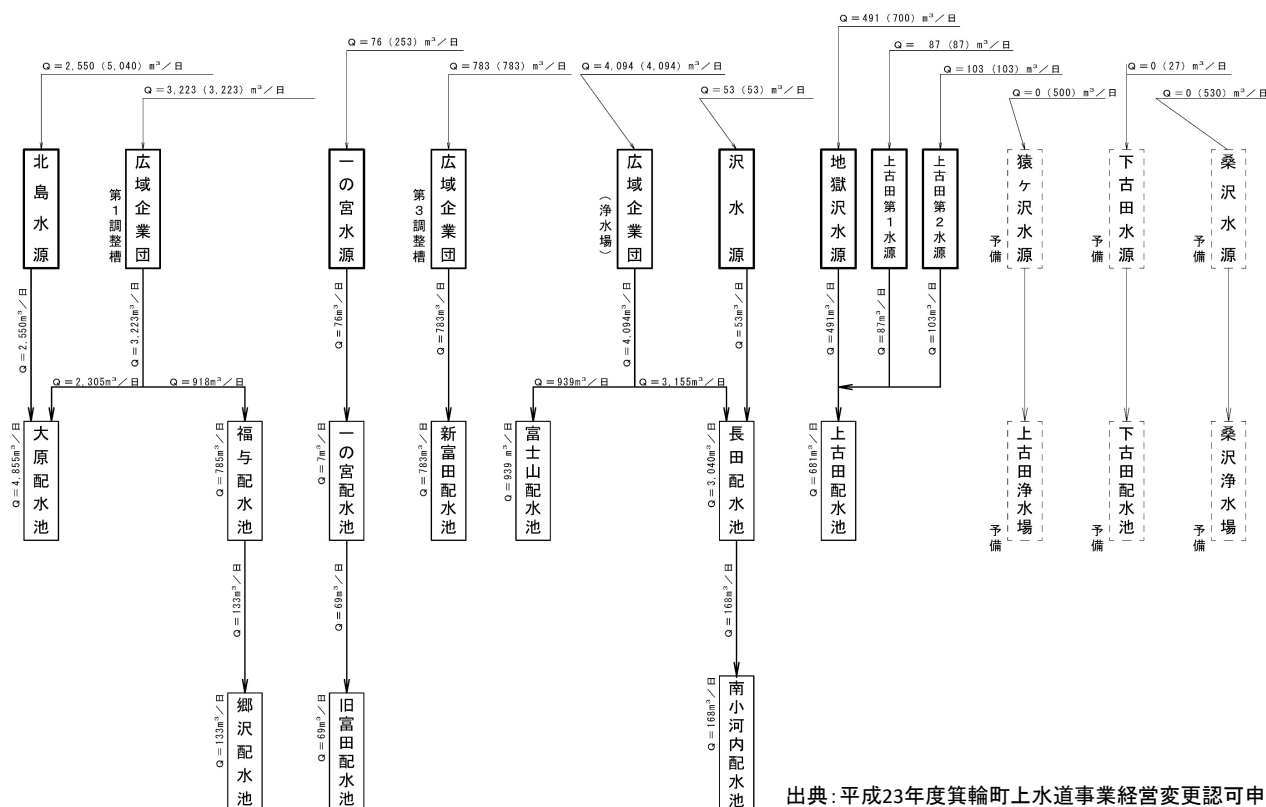
① 給水

供用開始年月日	昭和38年4月	計画給水人口	27,300 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	全部適用	現在給水人口	22,880 人
		有収水量密度	0.716 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input checked="" type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	2	管路延長合計: 230.83km ・導水管: 4.89km ・送水管: 11.66km ・配水管: 214.28km
	配水池設置数	13	
施 設 能 力	11,460 m^3 /日	施 設 利 用 率	71.06 %

箕輪町の水道施設フロー図



③ 料金

料金体系の概要・考え方	<p>【現行の料金体系】 箕輪町の水道料金は、総括原価方式にて算出された「基本料金」、使用水量によって決まる「従量料金」及び「量水器使用料」から構成されています。資産維持費は現行料金に反映されていません。 料金は2ヵ月に1回検針するメーターに表示された使用水量に基づき算定します。</p> <p>(例)2ヵ月で40m³使用した場合の水道料金(メーター口径:13mm) $1,100円 + [(20m^3 \times 107.8) + (20m^3 \times 170.5円)] + 110円 = 6,776円$</p>
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成26年4月1日

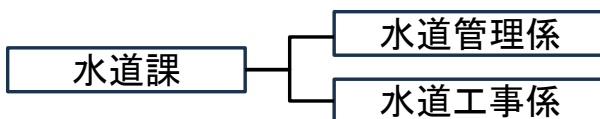
<2ヵ月あたりの水道料金表>(消費税込料金)

A 基本料金	B 従量料金		C メーター使用料	
1,100円	使用水量	1m ³ 当り単価	メーター口径	使用料
	1m ³ ~20m ³	107.8円	13mm	110円
	21m ³ ~40m ³	170.5円	20mm	264円
	41m ³ ~60m ³	198.0円	25mm	330円
	61m ³ ~120m ³	220.0円	30mm	396円
	121m ³ 以上	236.5円	40mm	506円
			50mm	1,760円
			75mm	3,300円

④ 組織

箕輪町水道事業は水道課が管轄し、2つの係で組織され、水道事業に関する業務に従事しています。

水道事業の組織図



職員数配置一覧表

(単位:人)

区分	課長	課長補佐	係長	係員	任用職員	合計	前年度
配置	課長	1				1	1
	水道管理係			1	2	3	6
	水道工事係			1	3	0	4
	合計	1		2	5	3	11

出典:令和6年度決算資料より

(2) これまでの主な経営健全化の取組

- 平成30年度にアセットマネジメントを作成し、更新時期・更新費用・将来の財政影響を見える化するにより、老朽化した管路や施設について、一斉更新を避け、優先度を付けて計画的な更新を実施しています。
- 長野県広域化連携推進協議会へ参画し、施設更新や維持管理の効率化、人材確保、災害対応力の向上など、広域化の検討を進めています。また、令和2年度からは上伊那広域で上下水道料金管理・公営企業会計・受益者負担金などの業務システムを共同利用するなど部分的な広域化(*1)を実施しています。
- 令和2年度から配水池等の電気設備のLED化を実施しています。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)による経営比較分析表)を添付すること。

※グラフ等については、別紙「経営比較分析表(2025(令和6年度決算)」のとおり)

(1) 経営の健全性・効率性について

■現状分析

給水収益等で人件費、動力費等の維持管理費や支払利息、減価償却費等の資本費をどの程度賄えているかを表す”経常収支比率”は100%を超えており、収支上は黒字で累積欠損金は生じておりません。令和6年度の”経常収支比率”は減価償却費の減額などに伴い0.69ポイント増加し、106.25%となっています。

給水に係る費用を給水収益でどれだけ賄えているかを表す”料金回収率”について、損益の基準とされる100%を上回っておりますが、給水収益の減少により前年度比0.24ポイント減少し、100.03%となっています。

短期的な債務に対する支払能力を表す指標である”流動比率”は基準とされる100%を上回り、流動負債の減少により前年度比89.8ポイント増加し、479.98%となっています。

給水収益に対する企業債残高の割合である”企業債残高対給水収益比率”は企業債の償還が進んだことにより372.61%に減少しました。

施設の利用状況や適正規模を判断する指標である”施設利用率”は、年間総配水量の増加に伴い、前年度比1.04ポイント増加し、71.06%となりました。一方で給水収益に直結する”有収率”は前年度比1.13ポイント減少し、72.53%と低くなっています。

■現状分析からみた課題

料金回収率については、給水原価が今後の物価上昇等により経費が増加する場合、同回収率は100%を下回る恐れがあります。

有収率は類似団体平均値よりも依然として低いことから引き続き漏水等の対策に取り組む必要があると考えられます。平成30年度に策定済のアセットマネジメントを踏まえ、より効果的な管路更新を計画的に実施してまいります。

(2) 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率”は前年比1.34ポイント増加し、50.09%です。これは取得した資産の減価償却が毎年進んでいることを示しており、一方で時間の経過とともに資産の老朽化が進んでいることを示しています。

ただし、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す”管路経年化率”は、更新工事の実施により前年度比2.45ポイント減少し、21.37%と改善しました。

”管路更新率”については、補助金を活用した「重要給水施設配水管整備事業」により老朽管路の更新を行っておりますが、管路更新した延長が前年度より短いことから0.19%に減少しました。

今後も管路の更新計画および整備計画により、財政的な見通しと裏付けを得てから管路更新を実施してまいります。

(3) 全体総括

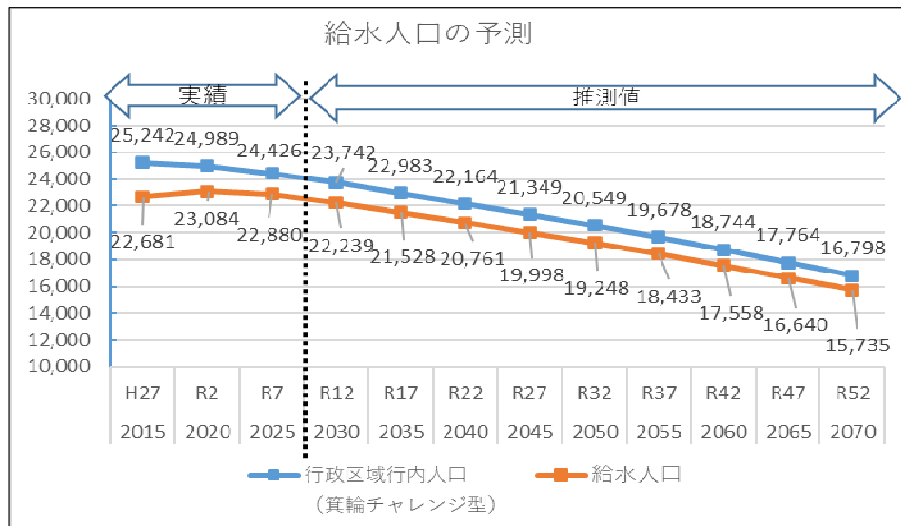
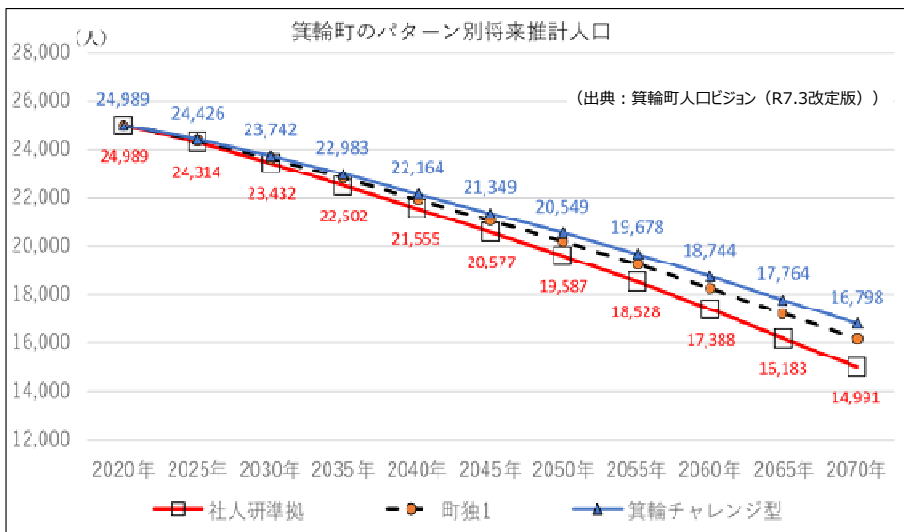
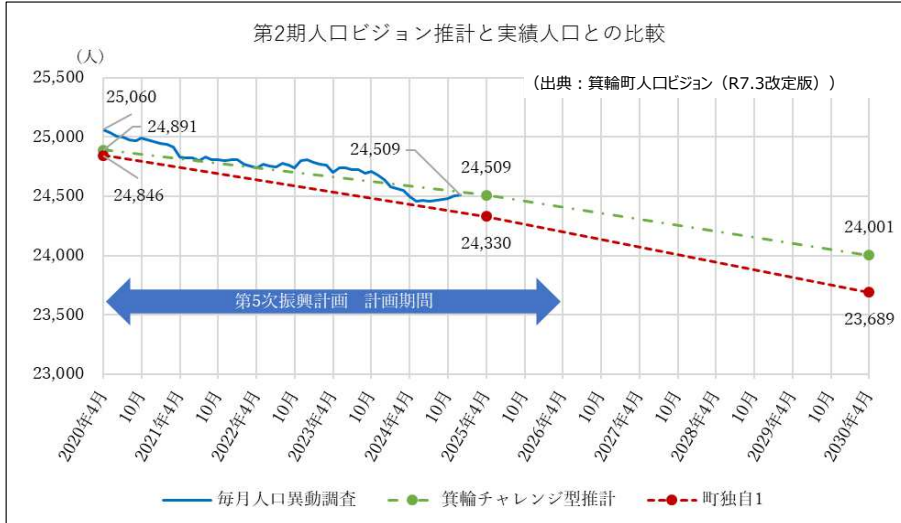
箕輪町人口ビジョンに示されるように、今後は人口減少が進み、これに伴うサービス需要の減少が予想されます。また施設の老朽化に伴い更新需要は増大していくため、平成30年度に策定した「アセットマネジメント」に従って、耐用年数に達し更新時期を迎える管路の更新事業費の平準化を図りつつ、財源確保や経営に与える影響を踏まえた上で計画的かつ効率的な管路更新に取り組む必要があります。これにより漏水等が減少し有収率が上昇することで給水収益の改善(経常収支比率の向上)が見込まれます。

しかし、職員給与費の増加や近年の物価上昇により営業費用が増加すると結果として料金回収率や給水原価は悪化していくものと想定されます。また公営企業に携わる人材の確保は、専門人材の確保や育成に割く予算が限られるため難しくなっていくと考えられるため、今後は広域的な人材活用や民間のノウハウ活用の検討が必要と思われる。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

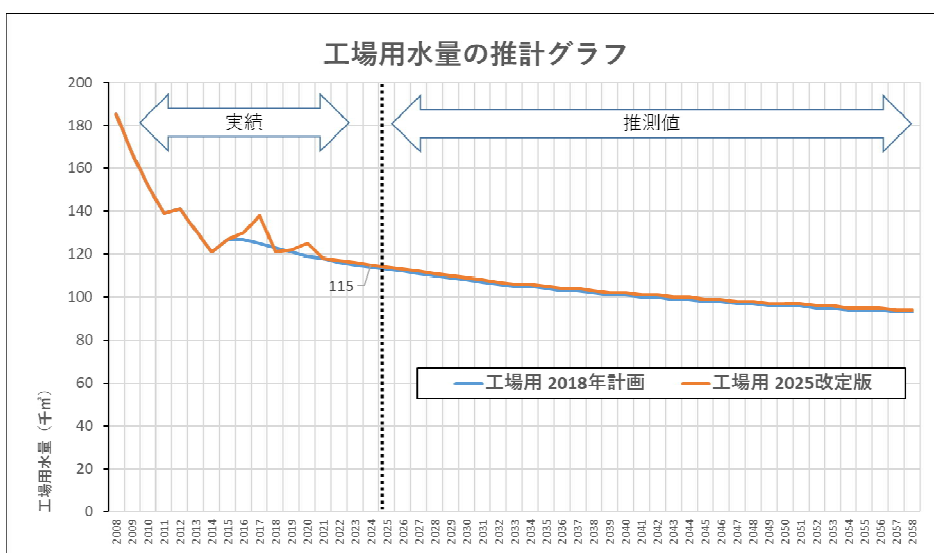
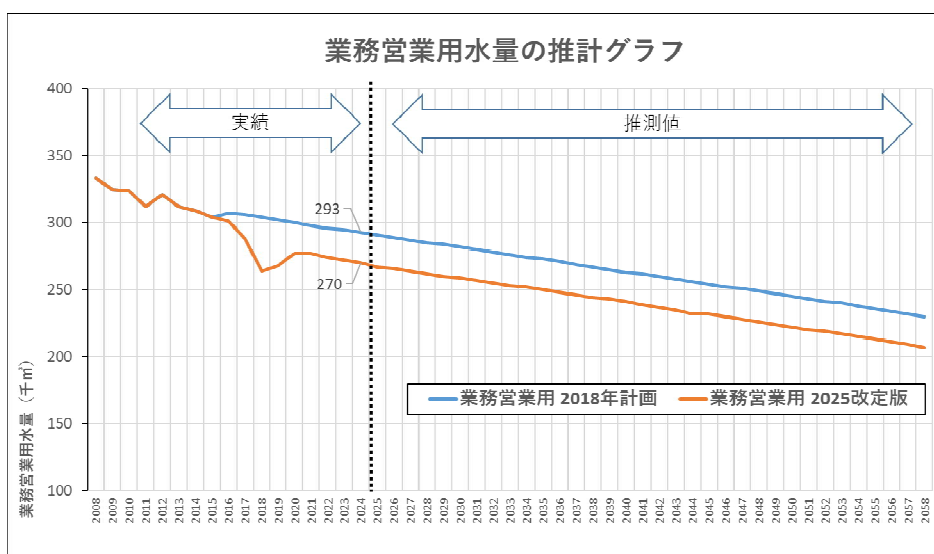
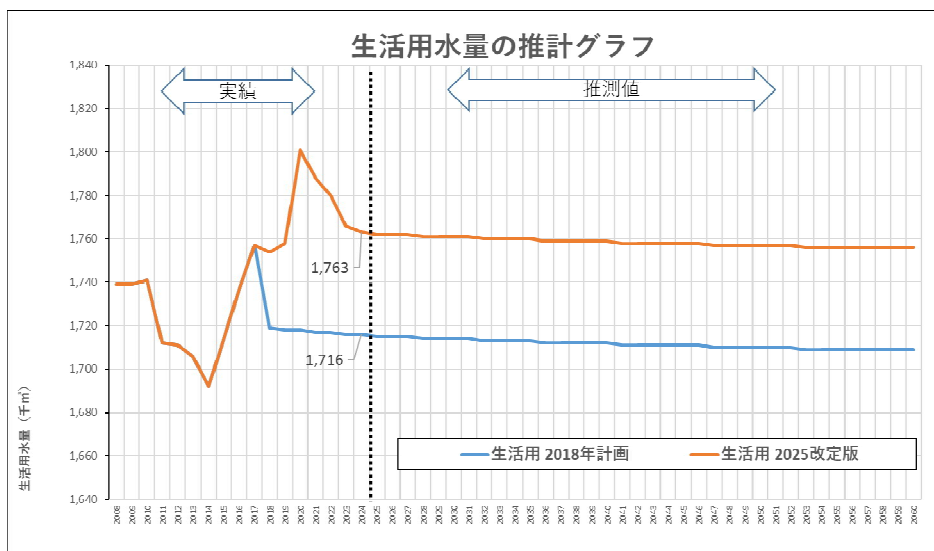
箕輪町人口ビジョン(令和7年3月改定版)におけるパターン別将来推計人口のうち、箕輪チャレンジ型推計(施策(箕輪チャレンジ)により人口減少を緩やかにするもの)を基に、行政区域内人口と給水人口の現在の比率は変動しないと仮定し、給水人口の将来予測を行いました。
行政区域内人口の減少傾向に伴い、給水人口も減少する結果となりました。

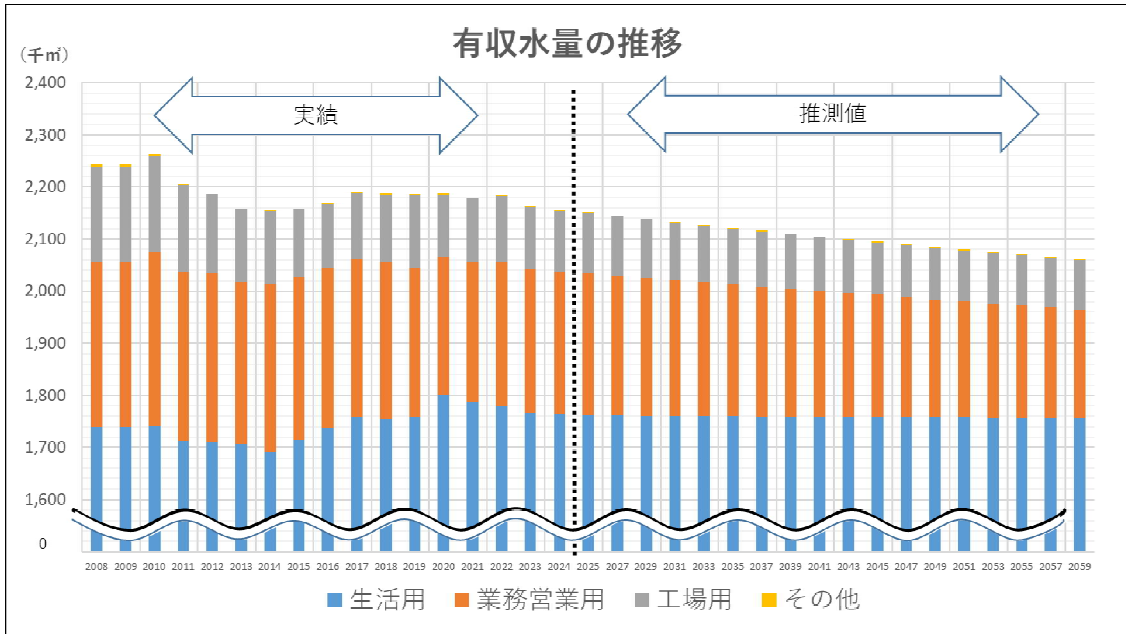


(2) 水需要の予測

平成30年度に策定したアセットマネジメントにおいて、給水量の実績を「生活用」、「業務営業用」、「工場用」、「その他用」の用途別に分類したうえで、過去の実績の傾向から将来を予測する時系列傾向分析の推計式を用いて年間有収水量の将来値を算定しています。今回の経営戦略の改定においては、算定した将来値の予測を令和6年度までの実績を踏まえ将来値予測の修正を行いました。

令和6年度(2024年)の実績値である2,156千 m^3 から、計画期間末の見込み値を推計すると令和16年度(2034)では2,124千 m^3 となり、約32千 m^3 減少する見込みです。





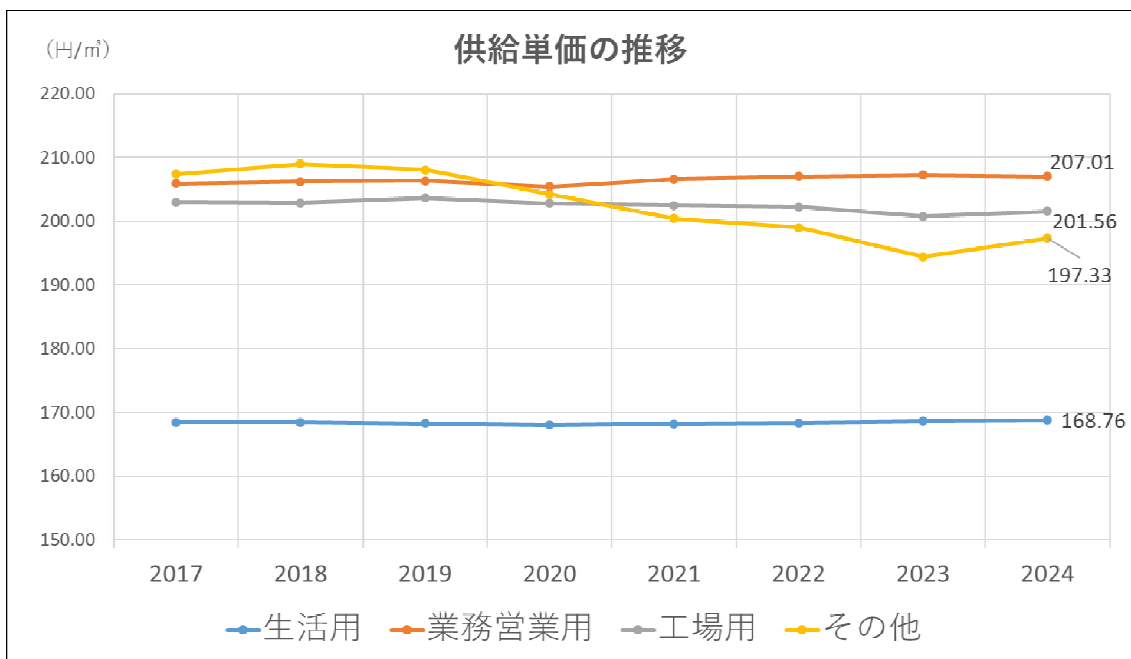
(3) 料金収入の見通し

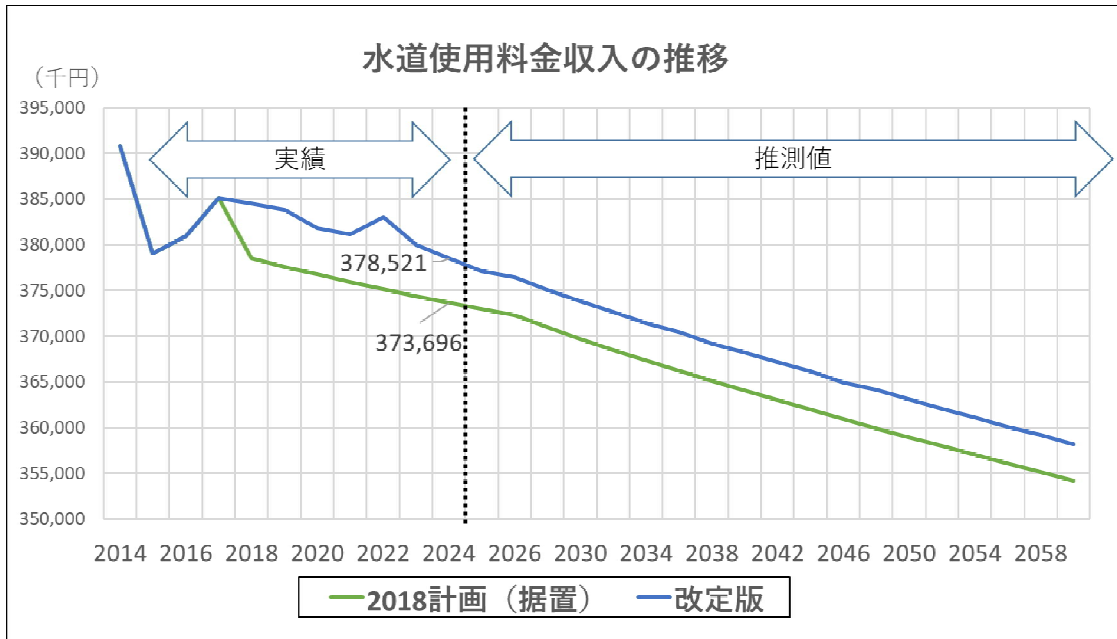
将来の料金収入は次式で算出を行います。
 料金収入推計値(円) = 年間有収水量推計値(m³) × 供給単価(円/m³)

供給単価については、過去3年間(R4~R6)の分類別の平均単価を使用します。

- ・生活用 = 168.57円/m³
- ・業務営業用 = 207.10円/m³
- ・工場用 = 201.51円/m³
- ・その他 = 196.91円/m³

令和6年度(2024年)の実績値である378,521千円から、計画期間末の令和16年度(2034年)での料金収入額を推計すると371,449千円となり、約7,072千円減少する見込みです。





(4) 組織の見通し

水道課については、これまでも適正な水道事業の運営を行うにあたって必要最低限の職員数の配置をしており、供給施設の維持管理・点検等を考えると人員削減は難しいため、現在の人員を維持していく必要があります。また、今後は民間の資金・ノウハウ等の活用についても検討を進めてまいります。

3. 経営の基本方針

「持続可能な水道基盤の強化」と「安全・安心な水道の供給」を基本方針として、地域住民が安心して利用できる水道施設を維持し続けます。このために定期的な点検やメンテナンスを通じて、施設の劣化や故障の早期発見に努めるとともに、水道インフラの持続可能性を高めるための取り組みを推進します。

基本方針・重点施策

持続可能な水道基盤の強化 安全・安心な水道の供給

経営の安定化・健全化

- ・有収率の向上（漏水の解消）
- ・経常収支比率、料金回収率100%の維持
- ・適正な料金改定

施設の適切な維持管理

- ・管路点検・修繕
- ・重要給水管老朽管更新
- ・効果的・効率的な施設更新

人材の育成

- ・水道技術管理者資格の取得
- ・広域連携の研究

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり(2024年度までは実績数値、2025年度以降は見込数値)

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>①効果的で効率的な施設の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した管路の更新を計画的に実施 能登半島地震の被害を踏まえ、耐震化の推進を図ります。 <p>②有収率の向上(漏水の解消)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏水防止の結果としての水資源の有効活用に伴う有収率の向上 令和6年度(2024)実績68.9% ⇒ 計画期間末の令和16年度(2034)目標80%
-----	--

【経年管路の更新】

①重要給水施設配水管整備事業(国庫補助事業):

令和2年度から、避難所などを重要施設と定め、配水池から重要施設までの耐震化を重点的に推進しています。さらに、令和8年度から令和12年度までの5年間の更新計画に基づき耐震化を推進します。

②铸铁管(ダクタイル铸铁管除く)更新事業:

铸铁管の残存延長をできるだけ早期にゼロとすることを目指し、令和8年度から令和17年度までの10年間の更新計画に基づき更新を行います。また、緊急輸送道路下に埋設されている铸铁管や基幹管路(導・送・配水本管)について優先的に更新を行います。

③町内老朽管更新事業:

必要の都度適宜、管路の更新を実施しておりますが、①及び②の事業完了後、計画的に行うことで事業の平準化を図ります。

【漏水調査業務】

経年管路の更新を進めるとともに、令和8年度からは外部委託による漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見による有収率の向上を図ります。

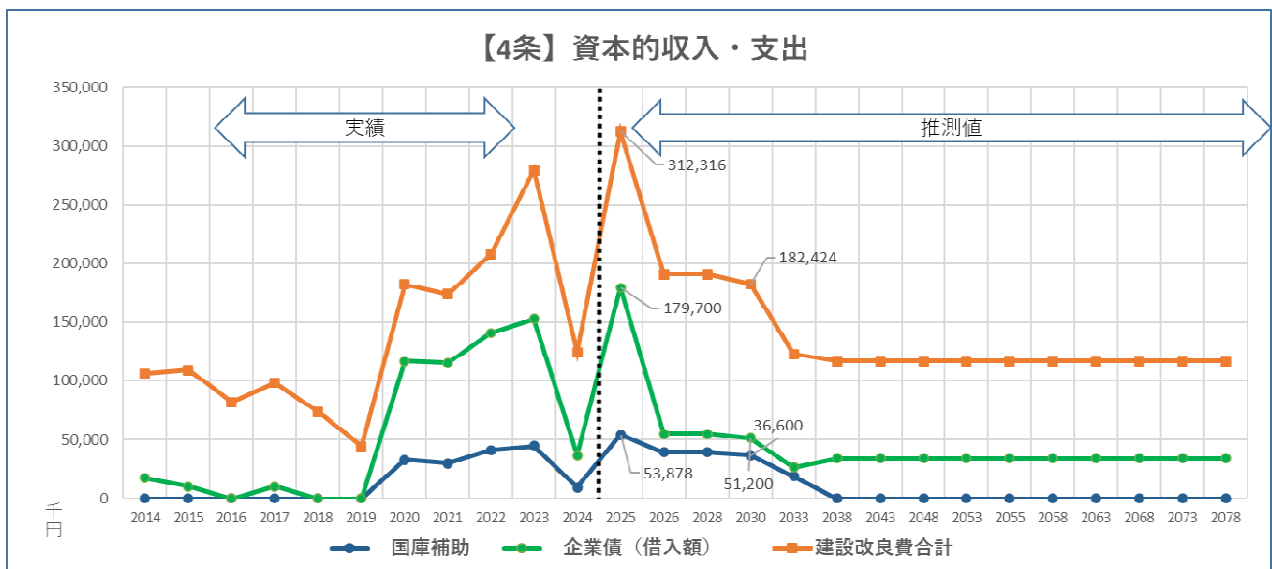
※投資計画における施設の更新は、平成30年度策定の箕輪町水道事業アセットマネジメントに基づき以下の方針で計画しています。

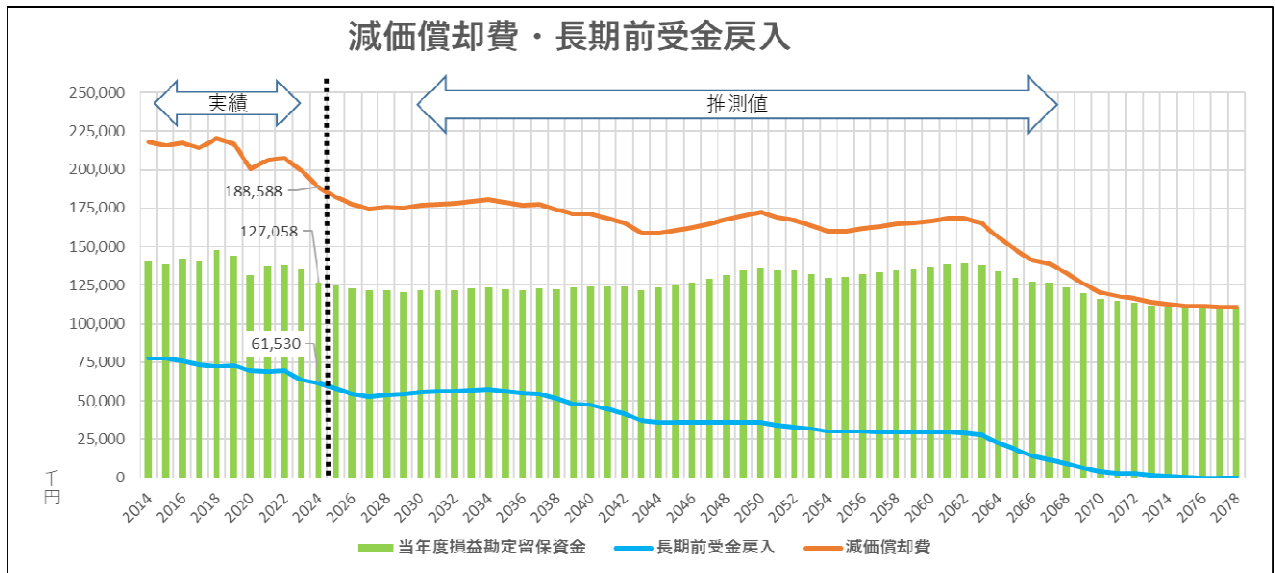
【管路施設】

重要度の高い施設を優先とした「時間計画保全」とし、設備の稼働時間や使用状況に基づいて、一定の時間ごとに部品の交換や点検・更新を行います。

【構造物及び設備】

基本的に巡回点検等による状態監視保全による更新を原則とし、必要により修繕及び更新していきます。管路施設の更新や有収率が向上した際に、今後の人口ビジョンなどの将来予測を進めていくなかで、施設・整備の廃止・統合や合理化を検討していきます。





② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	経常収支比率及び料金回収率100%の維持 長期的な視点に立った資金計画を策定し、安定的な財源確保に努める。
---	---	--

【財源積算の考え方】

料金回収率:

人口減少に伴う有収水量の減少により、料金収入も減額していくことが予想されます。老朽管の更新や漏水調査による有収率の向上などの収益確保に努め料金回収率100%を維持すると共に、物価高騰や動力費の増額にもなう支出の増加によっては、料金改定を行い健全経営を目指します。

※料金改定については、毎年度の決算をもとに改定の必要性を審議会等で検討します。

企業債の借入:

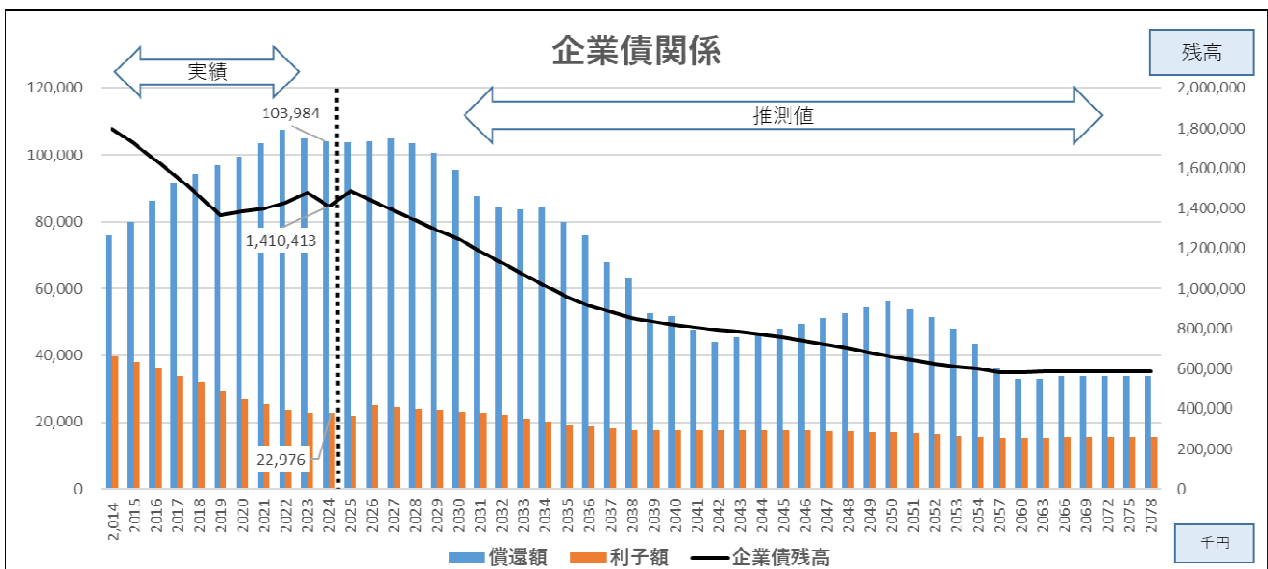
利率が上昇傾向にあるため、起債の割合を建設改良費の30%程度に抑制しながら、なるべく平準化することで、将来負担に偏りがないように計画します。

国庫補助:

重要給水施設配水管整備事業については、社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)を活用します。铸铁管更新事業などの施設の更新については、国庫補助等を積極的に活用し財源の確保に努めます。

繰入金:

繰入基準に基づき、一般会計からの基準外の繰入は可能な限り、今後も行わないものとします。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費（委託料、修繕費、動力費、人件費など）の積算の考え方については以下のとおりに行っています。

■人件費

過去の実績（平成30年度以降）のうち、最も高い金額を使用します。
職員の人件費については、職員定数は変動はありませんが、人事異動などによる年齢構成の変化によって大きく変動するため、過去の実績から一番高い年度の高額を使用しています。

■動力費

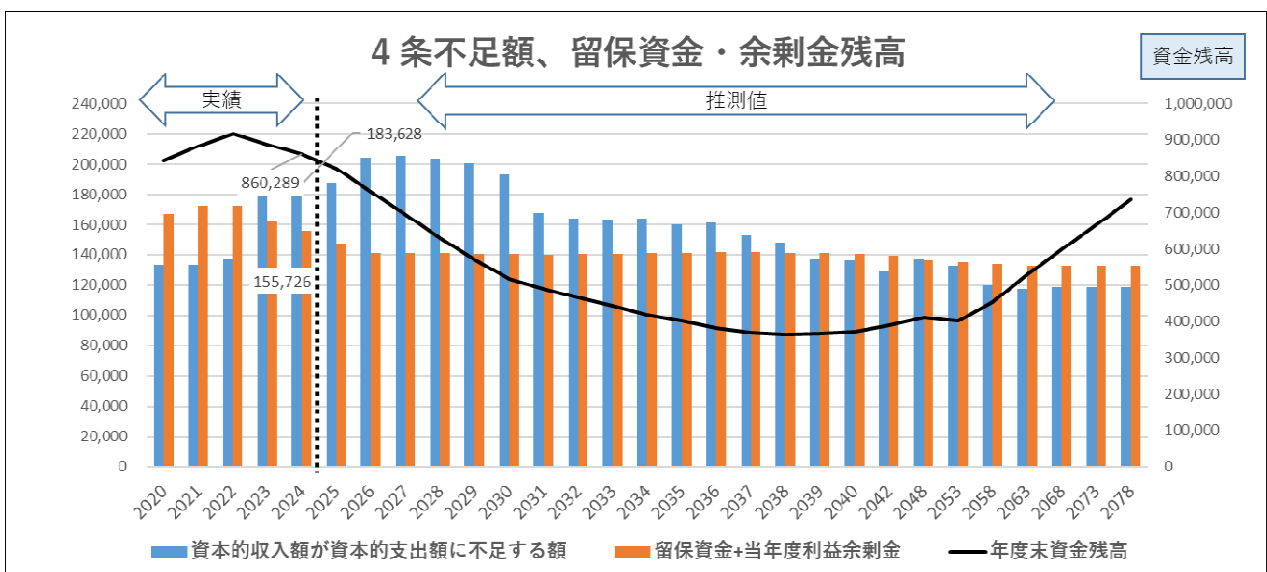
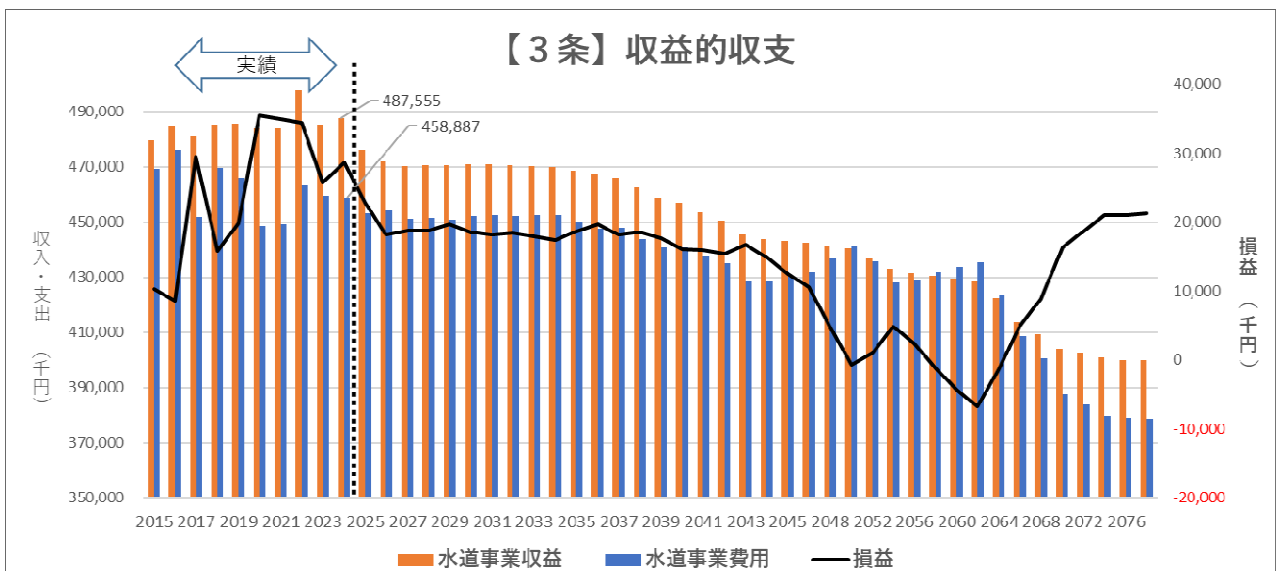
近年のエネルギー価格の上昇を加味するため、過去3年間の実績の平均値に25%上乘せして算出しています。

■修繕費

年度によって実績が大きく変動するため、過去3～5年の平均値で算出します。
数値が過少にならないよう平均値が大きくなる期間を用いて算出しています。

■その他

基本的に令和6年度の実績もしくは、年によって変動が大きいものは、過去3～5年の平均値で算出します（数値が過少にならないよう平均値が大きくなる期間を用いて算出しています。）。



(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	長野県広域化連携推進協議会へ参画し広域化・広域連携の検討や情報共有を進めています。また、長野県、上伊那郡内の市町村、上伊那広域水道用水企業団による広域連携に向けての検討会を実施しています。上伊那地域の経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化等についての検討を進めていきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	PPP(官民連携)、PFI(民間活用)については、業務を包括的に実施できる組織が近隣に少なく、現状では導入が難しいため、引き続き情報収集を行います。また、部分的な業務(料金に関する事務等)の民間委託による、経費削減や住民サービスの向上についても広域的な視点も含め検討を進めます。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	策定したアセットマネジメントを基に、施設、設備について適切に維持管理を行い、長寿命化に取り組むとともに、更新についても優先度を常に検討しながら投資の平準化に取り組んでいきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現状では早急に廃止・統合する施設はありません。ただし、今後の人口減少に伴い、各配水系統の規模検討を行い、適切な施設規模での運用を行えるようダウンサイジングを検討します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	現状では、早急に合理化する施設や設備はありません。ただし、今後の人口減少に伴い、各種ポンプの仕様の再検討等、効率の良い運用を行えるように設備の合理化を検討します。
その他の取組	有収率向上のため、漏水調査の計画的な実施と漏水箇所の修理を行います。また、安定した水道水供給のため、計画的な管路更新や電気計装設備、精密水質計器、ポンプ設備等の保守点検を行います。また、道路改良(舗装)等の工事の際に付随して更新を行うことにより更新工事費の削減を行います。

② 財源についての検討状況等

料 金	有収率の改善により財源の増収確保を図ります。しかし、人口減少による給水収益の減少、物価高騰による費用の増加により、経営状況が悪化していくことが想定されるため、各年度の決算に基づき経営状況の分析を行い、本計画で設定した料金算定期間(令和7年4月から令和12年3月までの5年間)で作成した原価計算書と合わせて、料金改定の検討を行います。
企 業 債	計画期間内に重点的な経年管路の更新工事を予定しており、計画に基づき、企業債を発行し、建設改良資金に充当します。その後は金利の状況を踏まえながら、建設改良費の30%~50%程度を借り入れる計画とし、将来負担を平準化します。
繰 入 金	一般会計からの繰入金については、繰入基準に基づき、基準外の繰入は可能な限り、今後も行わないものとします。
資産の有効活用等による 収入増加の取組	施設の廃止・統合を行い、配水池やポンプ場等の用地が不要になった際は、その有効活用を検討します。
その他の取組	有収率の改善を目指して、漏水調査を計画的に行い、漏水発生箇所は速やかに修繕します。また、過去の大きな地震では、宅地内の水道管で漏水が多く発生し、水が使用できない状況が続く事例があったため、宅地内の給水管の耐震化を推進するため、使用者への啓発や国への補助事業の新設を要望していきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	経営戦略は、計画の事後検証を行い目標の達成度を評価し、改善検討を行う進捗管理が必要です。PDCA サイクル検証に基づく経営戦略の達成度合いの評価について5年に一度を目安として見直しをかけ、その時点で投資・財政計画と実績の乖離やその原因に対する分析を行い、経営戦略の改定を検討します。
-------------------------	---

経営比較分析表（令和6年度決算）

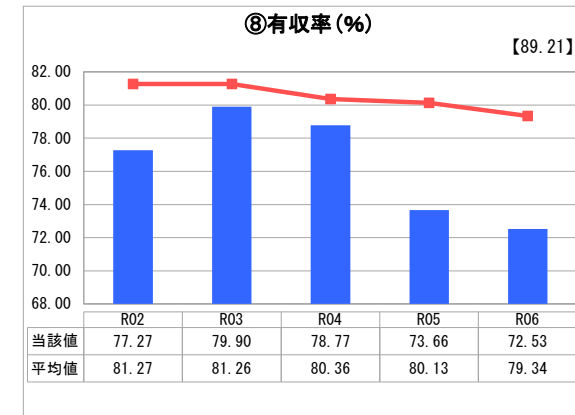
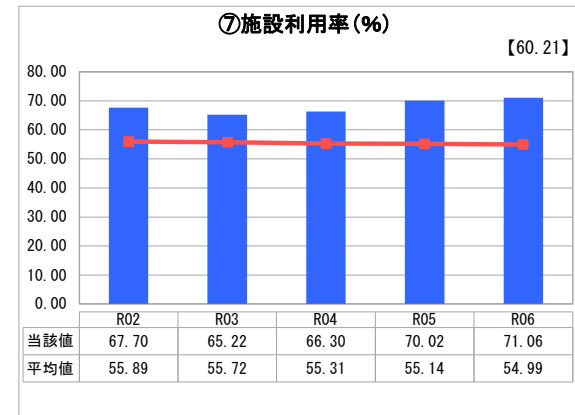
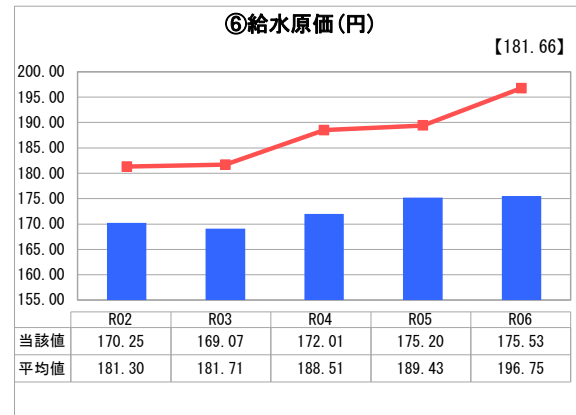
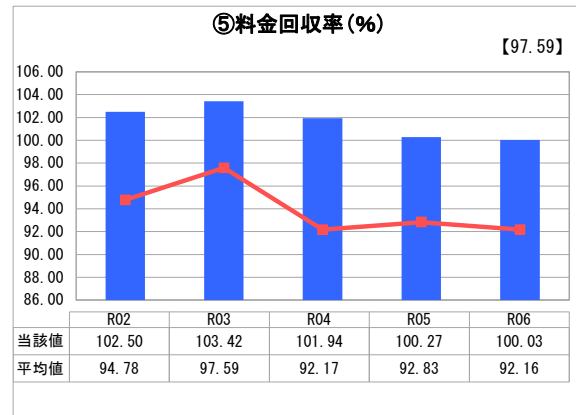
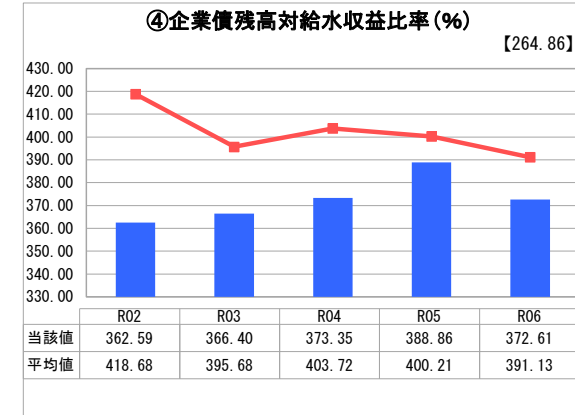
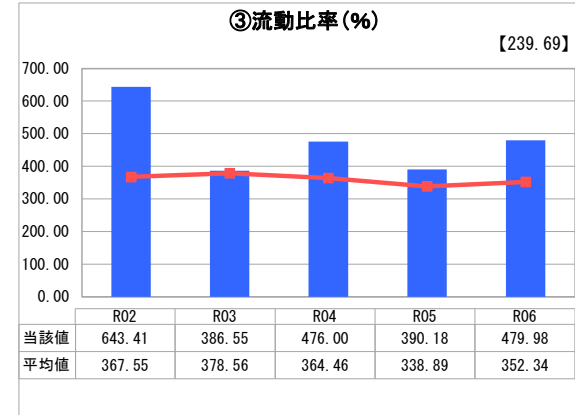
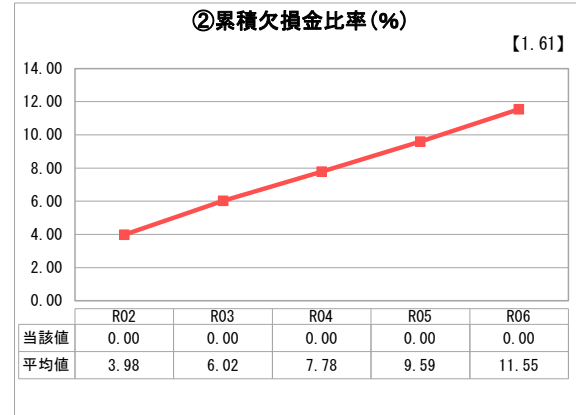
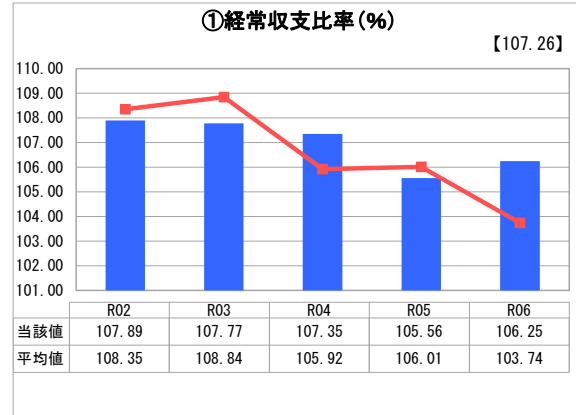
長野県 箕輪町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A6	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	
-	74.27	94.26	3,388	

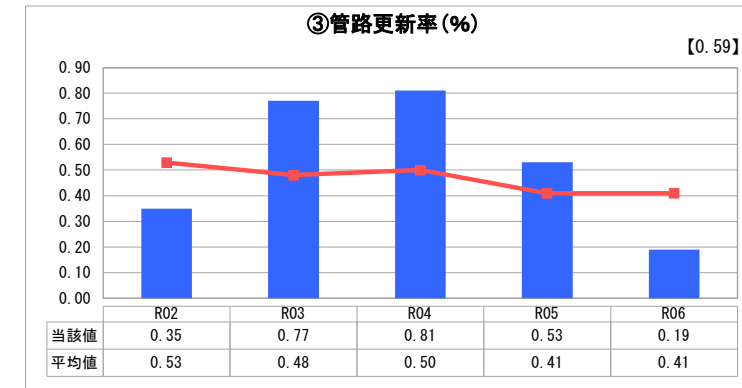
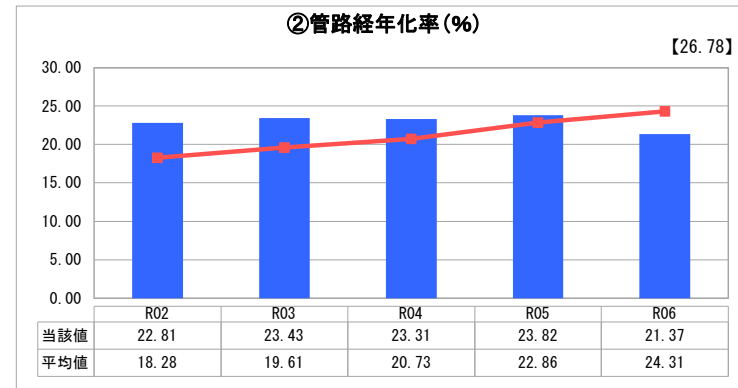
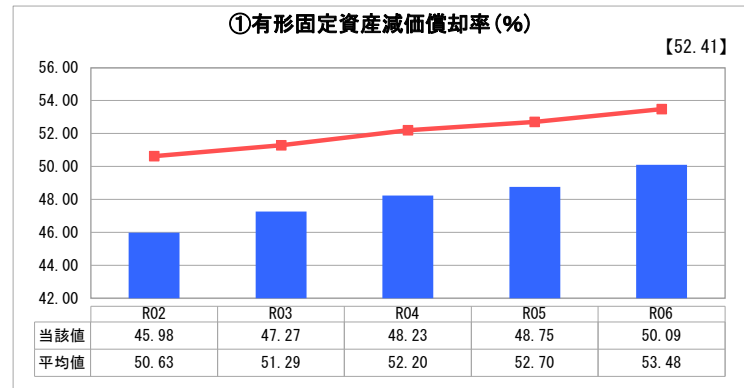
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
24,387	85.91	283.87
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
22,880	30.10	760.13

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

□現状分析
給水収益等で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す”経常収支比率”は100%を超えており、収支上は黒字で累積欠損金は生じていない。当年度は減価償却費の減額などに伴い0.69ポイント増加した。
給水に係る費用を給水収益でどれだけ賄えているかを表す”料金回収率”について、損益の基準となる100%を上回ったが、給水収益の減少により前年度比0.24ポイント減少した。
短期的な債務に対する支払能力を表す指標である”流動比率”は基準である100%を上回り、流動負債の減少により前年度比89.8ポイント増加した。
給水収益に対する企業債残高の割合である”企業債残高対給水収益比率”は企業債の償還が進んだことにより減少した。
施設の利用状況や適正規模を判断する指標である”施設利用率”は、年間総配水量の増加に伴い、前年度比1.04ポイント増加している。一方で給水収益に直結する”有収率”は前年度比1.13ポイント減少している。

■現状分析からみた課題
料金回収率、給水原価は今後物価上昇により経費が増加すると料金回収率は100%を下回り、給水原価は増加する恐れがある。
有収率は類似団体平均値よりも依然として低いことから引続き漏水等の対策に取り組む必要があると考えられる。平成30年度に策定済のアセットマネジメントを踏まえ、より効果的な管路更新を計画的に実施していきたい。

2. 老朽化の状況について

”有形固定資産減価償却率”は前年比1.34ポイント増加した。これは取得した資産の減価償却が毎年進んでいることを示しており、時間の経過とともに資産の老朽化が進んでいることがわかる。
ただし、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す”管路経年化率”は、更新工事の実施により前年度比2.45ポイント減少している。
一方で、補助金を活用した重要給水施設配水管布設替工事により老朽管路の更新を行っているが、”管路更新率”は管路更新した延長が前年度より短いことから減少している。
今後も管路の更新計画および整備計画により、財政的な見通しと裏付けを得てから管路更新を実施していく。

全体総括

箕輪町人口ビジョンに示されるように、今後は人口減少が進み、これに伴うサービス需要の減少が予想される。また施設の老朽化に伴い更新需要は増大していくため、平成30年度に策定した「アセットマネジメント」により、耐用年数に達し更新時期を迎える管路の更新事業費の平準化を図りつつ財源確保や経営に与える影響を踏まえた上で計画的かつ効率的な管路更新に取り組む必要がある。これにより漏水等が減少し有収率が上昇することで給水収益の改善（経常収支比率の向上）が見込まれる。
しかし、近年の職員給与費の増加や物価上昇により営業費用が増加すると料金回収率や給水原価は悪化していく。また公営企業に携わる人材の確保は、専門人材の確保や育成に割く予算が限られるため難しくなっていく。今後は広域的な人材活用や民間のノウハウ活用の検討が必要である。

原価計算表

布設年月日

昭和 38 年 4 月

給水人口

22,880人

計算期間

自 令和7年4月 至 令和12年3月（5年間）

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)
料 金 (X)	千円 378,521	千円 375,780	千円	千円 375,780
給 水 装 置 工 事 費	0	0		0
そ の 他	87,146	78,859		78,859
合 計	465,667	454,639	0	454,639

支出の部

項 目	金 額				
	最近1箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額(A)	公費負担分 (B)	料金対象収支 (A)－(B)	
原水・浄水費	電 力 費	18,365	20,000	0	20,000
	修 繕 費	940	2,023	0	2,023
	用 水 費	125,881	132,400	0	132,400
	そ の 他	8,786	9,148	0	9,148
小 計	153,972	163,571	0	163,571	
配水・給水費	電 力 費	1,579	1,574	0	1,574
	修 繕 費	7,954	7,700	0	7,700
	そ の 他	2,965	2,942	0	2,942
小 計	12,498	12,216	0	12,216	
総務費	人 給 料	15,777	15,777	0	15,777
	件 諸 手 当	11,992	11,992	0	11,992
	費 福 利 費	4,925	4,925	0	4,925
	消 耗 品 費	141	141	0	141
	通 信 運 搬 費	1,979	1,979	0	1,979
	修 繕 費	32	147	0	147
	公 課	42	54	0	54
	支 払 利 息	22,976	23,780	0	23,780
そ の 他	27,014	25,919	0	25,919	
小 計	84,878	84,714	0	84,714	
減 価 償 却 費	188,588	177,231	0	177,231	
合 計 (Y)	439,936	437,732	0	437,732	

資 産 維 持 費 (Z)	48,905
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	486,637

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 77.22

<料金水準についての説明>

令和4年1月25日に総務省より経営戦略の改定推進についての通知内の改定マニュアルやQ&Aに基づき、参考として原価計算表を作成しました。

- 1 最近1箇年の実績には、令和6年度決算値を記載しています。
- 2 また、投資・財政計画計上額(A)には、料金算定期間(令和7年4月1日から令和12年3月31日)の各科目の予測値の平均値を記載しています。
- 3 資産維持費については水道料金算定要領に記載された計算方法に基づき、下記のとおり算出しました。
 - ① 対象資産(料金算定期間の期首償却資産額と期末償却資産額の平均値)
 - ② 資産維持率 1%
(標準は3%とされているが、箕輪町の財政規模や今後財政収支が悪化していく状況を勘案すると3%は困難と考えられるため。)
 - ③ ①×②＝資産維持費 (48,905千円・・・※3%で計算すると146,714千円となります。)

■ 上記1～3により算出した料金対象経費は486,637千円となりました。
 料金対象経費486,637千円に対して水道料金収入375,780千円ということは、本料金算定期間内においては、水道事業で必要となる経費を水道料金収入のみでは賅えない状況であると予測されます。
 水道料金算定要領では、原則として料金収入は総括原価(料金対象経費)に等しいものとして決定されるとされており、箕輪町においても、料金改定を検討する余地があると考えます。

※一般会計からの受託工事である消火栓の設置工事費に係る収支は除く。